平成２４年（フ）第１７９７号
愛知県小牧市堀の内４丁目78番地１　城見ハイツ２―202号
破産者　加藤　利昭
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０３７号
愛知県春日井市中央通２丁目49番地　グローリアス春日井中央通508号室
破産者　岡田亜希子
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３３３号
名古屋市中区大井町７番34　名古屋マンション203、住民票上の住所名古屋市西区中小田井２丁目115番地　ＭＫマンション201号
破産者　天野　辰雄
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５４２８号
大阪市此花区梅香３丁目19番12号
破産者　野田　雅文
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０５２号
兵庫県三木市志染町西自由が丘２丁目49番地
破産者　山本　詔三
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７２０号
広島市安佐北区可部南５丁目９番54―４号
破産者　岡崎　和生
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７８７号
広島市安佐北区可部９丁目39番８―203号
破産者　福嶋　洋子
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８６４号
広島市安佐南区相田６丁目10番15―201号古本マンション、開始決定時の住所広島市安佐南区高取南１丁目16番９―６号
破産者　竹長　功二
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２４号
香川県高松市屋島西町1919番地２　メゾン屋島601号
破産者　梅形　　毅
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２２５号
香川県高松市屋島西町1919番地２　メゾン屋島601号室
破産者　梅形　京子（旧姓石井）
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２８０号
香川県高松市林町2069番地６
破産者　山下　悦子（旧姓岩田）
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第４９１号
大分市大字丸亀708番地の１
破産者　丸﨑　博泰
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４３１号
北海道旭川市秋月２条１丁目１番10―202号財形新富ハイツ202号
破産者　永田　隆一
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０７号
盛岡市三本柳13地割42番地３
破産者　安岡　忠明
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３４６号
岩手県花巻市坂本町２番34号　コーポアサヒ206号
破産者　髙橋　一利（旧姓菊池）
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１１２号
山形県長井市五十川1136番地の４
破産者　手塚　善一
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第２７６８号
横浜市港北区新横浜３丁目21番地１　アプリ新横浜303
破産者　石黒菜穂子
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６５号
金沢市暁町21番15号、開始決定時の住所金沢市常盤町13番地１
破産者　小薗　幸弘
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３３８号
石川県白山市相川新町57番地
破産者　横川　知修
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

第明治三二十種郵便物認可